

やんばるエコトラック会則

(名 称)

第1条 本会は、やんばるエコトラックと称する。
ローマ字名を、YANBARU ECO TRACK とする。

(目的及び組織)

第2条 本会は、次に掲げることを目的とする。
沖縄本島北部・本部半島エリアの豊かな環境資源を生かし、カヤック・自転車・トレッキングあるいはサバニ等の人の力や自然の力で移動する手段を使った自然体験活動を通じて、周辺の自然や歴史、文化への理解を深め、それら「地域の宝」を大切にする気持ちを抱いてもらうための体験プログラムをできるだけ多くの人たちに提供すること。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 主に沖縄本島北部・本部半島エリアにおける各種自然体験活動プログラムの提供。
(2) 営利、非営利団体または地域の方々と連携した地域活性化や青少年育成事業の実施。
(3) 環境保全活動の実施や参画。

(役 員)

第4条 本会に次の役員をおく。
会 長 1 名、 副会長 1 名、 会 計 1 名

(役員を選出)

第5条 会長・副会長・会計は、総会において選出する。
2 会長および副会長は、会員の互選とする。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員任務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を掌る。
2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を担う。

(顧問及び参与)

第8条 本会に、顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

(経費等)

第10条 本会の経費は、助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

2 会費は、これを徴収しない。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は、平成29年10月12日より施行する。